

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	塩澤 正
論文題目	英語学習「疑似初心者」(false beginners)が抱える問題への「国際英語(EIL)論」からのアプローチ -実施容易性を重視する立場からの提案-		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、若年層を対象とする日本の英語教育(特に公教育におけるもの)の改善について、ミクロ(教育実践)とマクロ(教育政策)の観点を踏まえつつ、これらを緊密に結びつけ、総合的な探究を経て具体的な提案を行うことを目的としている。</p> <p>初等教育から高等教育に至るまで、英語教育の改善については幅広く様々な提案がなされており、提案が対象とする次元も、教室内での実践を中心とするものから、教育政策および制度に関するものまで、広範囲にわたっている。しかし、提案の多さや多様さに比して、英語教育の改善が進んでいるとは言いがたい。教育実践に関する研究では、ある実践の意義について、現場に即して考察し評価することが一義的となり、その実践が他の現場でも有意義かという検討が副次的であることは珍しくない。一方、教育政策に関する研究では、ある施策の普遍的有効性についての議論が中心であり、個々の現場が抱える特有の事情は顧みられないことがない。本論文は、こうした現状認識に基づき、「実施容易性」を足場として、ミクロレベルの教育実践とマクロレベルの教育政策とを架橋し、これまでの諸議論を整理・検討した上で、英語教育改善の一つのモデルを提唱するものである。本論文は以下の七つの章で構成される。</p> <p>第1章では、英語運用能力に関する各種データや先行研究から、日本の若年英語学習者層の多数を占める中間層が疑似初心者の段階に留まっていることを示し、これら中間層の底上げが英語教育政策上の大きな課題であることを指摘する。そして、先行研究による知見を、個人的要因、教育環境要因、社会的要因に分けて考察することにより、この課題の解決策が備えるべき要素を析出する。同時に、過去20年ほどの間に打ち出された日本の主な言語教育政策や注目されたアプローチを概観し、それぞれの短所・長所を整理している。</p> <p>第2章では、前章で概観した既存のアプローチのうち、課題の解決策が備えるべき要素を比較的良好に満たすものとして「All in English 授業の導入」「教員の質の向上に関する取り組み」「複言語主義の考え方を反映した英語教育の実施」を提示し、それぞれについて詳細な検討を加えている。検討の結果、本論文で提示する課題に対しては、現行の教育制度の枠内にとどまりながらも、その制度の弾力的運用を導く契機を含み、母語話者をモデルとする従来の学習目標モデルから転換されたモデルの下で、英語との接触量を増やすアプローチが有益という示唆を得ている。</p>			

第3章では、そうしたアプローチに関する探索を、実施容易性を重視する観点から行った結果として、「国際英語論」を取り入れたアプローチを提示する。国際英語論の背景や、これに関する諸議論を整理し、国際英語論を取り入れたアプローチが「現行制度の枠内にとどまりながらも制度を弾力的に運用し、転換された学習目標モデルの下で、英語との接触量を増やす」アプローチとなり得る根拠を提示する。

第4章では、前章までの議論を総括し、国際英語論が日本の英語教育に与える影響と、その回路について、いくつかの研究のメタ分析を用いつつ、論じている。国際英語論を取り入れることによって、母語話者モデルから“**My English**”モデルへの転換が生じ、その結果、疑似初心者中間層の学習行動が英語学習から英語使用へと移行する筋道が具体的に描かれている。

第5章では、英語の多様な広がりや諸英語の社会的位置づけを表した既存のさまざまなモデルおよびそれらの関係性を整理して提示し、各モデルの短所・長所を明らかにしている。そして、これらのモデルの学術的意義を踏まえながら、学習者の観点から構築した“A Model of My English”を提案する。このモデルは、自分の英語を国際英語の一つとみなし、それを国際的な場面でのコミュニケーション遂行能力という基準に照らし合わせて向上させていくプロセスとして英語学習を捉えるものであり、国際英語論を取り入れたアプローチに関する理解を現場の教育者や学習者に促し、これを教育現場に普及させる契機ともなる。

第6章では、前章で提示した学習モデルを教育実践に落とし込むための具体例や考え方、目標を提示する。まず、すでに公表されている実践例を整理して提示している。次に、国際英語論を反映させた授業を実施するための基本的な考え方を五つ示し、さらに、具体的な言語活動の目標を10項目提案している。

第7章は、全体の結論にあてられている。「現在の諸条件の下、若年英語学習者の6割から8割を占める疑似初心者（false beginners）全体の英語能力の底上げを図るためには、国際英語論（EIL）に基づく英語教育を推進することが有効である」という結論を述べる。さらに、前章までの議論の展開をたどり直し、本論文の課題と展望を明確にしている。また、補遺として質問紙調査の結果を追記し、参考に供している。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、若年層を対象とする日本の英語教育（特に公教育におけるもの）の改善について、ミクロ（教育実践）とマクロ（教育政策）の観点を踏まえつつ、これらを緊密に結びつけ、多方面からの議論を経て具体的な提案を行ったものである。従来の英語教育政策に関する研究では、社会情勢との関係で英語教育に関する理念や哲学を論じるものや、計量的観点から政策評価を行うもの、英語教育の史的展開を追うものなどが主流を占めている。こうした研究は、英語教育政策を批判的に検討するためには有益であり多くの示唆を与える一方で、現場で教えなければならない立場にある教育者や学ばなければならない状況に置かれた学習者の日常的感覚とは乖離する傾向がある。英語教育政策や制度の内側にいることを（意識しているかどうかにかかわらず）強いられている者には、英語教育政策に対する批判的言説自体が外部からの視線であり、ある種の特権性を帯びているかのように感じられるだけでなく、その言説によって「いま、ここ」における実践がどのように改善されうるのかという見通しが得られにくいからである。結果として、教育実践に携わる者と教育政策を論じる者との対話は、しばしば困難を伴う。

本論文の独自性は、第一に、ミクロ（教育実践）とマクロ（教育政策）の間にあるこうした対話上の困難を乗り越える方策として、「実施容易性」という観点を議論の中心に据えたことである。ミクロであれマクロであれ、実行できない実践や政策には意味がない。実施容易性は、いずれの水準においても共通して重要な観点であり、この観点を導入することで、ミクロとマクロを架橋する議論が可能になったと言える。具体的には、第1章から第2章にかけて、実施容易性という統一された観点に基づき、ミクロからマクロまでのさまざまな水準にわたる、日本のこれまでの英語教育政策や施策を検討し、それらに対する評価を明らかにしている。第3章では、同じ観点から英語学習改善のアプローチを検討した結果、国際英語論を取り入れたアプローチの優位性を示すことに成功している。

さらに、実施容易性を中心的観点到に据えた当然の帰結として、常に具体性を伴った議論が展開されている点も大いに評価されるべきである。先述の英語教育政策に関する言説の中には、理念や思想的立場が先行するあまり、実現の見通しが皆無で、百家争鳴を招来したものの今日に至るまでほぼ何も具体的な成果を残さなかった「英語第二公用語化論」のようなものもあった。本論文では、第4章において、国際英語論を取り入れたアプローチがもたらしうる肯定的影響について具体的に記述しており、さらに第6章では実践例や考え方、学習目標までも提示している。これらは、学術的な価値だけでなく、学術的知見を社会に還元するという意味においても、高く評価され

るべきものである。

また、第5章において、英語学習／使用モデルとして、“A Model of My English”を提示している点も、本論文の独自性として評価できる。とりわけ、このモデルが学習者の視点から構築されていることは、実施容易性という観点との相乗効果を生んでおり、国際英語論を取り入れたアプローチが持つ教育政策としての長所を、個人の英語学習の営為に巧みに接合していると言える。

上述のように、本論文は、実施容易性という道具立てにより、ミクロの学習／教育実践とマクロの教育政策を継ぎ合わせることに成功している。さらに、独自の学習モデルを提示し、これを日常的な教育実践に反映させるための具体的指針（考え方や目標）を提案するなど、有益な教育的示唆を提供している。本研究は、複数分野にまたがる知見の活用と統合を要請する政策研究の一翼を担うものであり、人間・環境学研究科の研究としてふさわしい内容を備えたものであると言える。

本論文中で述べられているように、国際英語論を取り入れた英語教育を発展させ、日本の若年英語学習者層の多数を占める疑似初心者中間層の底上げを図るためには、今後さらなる実証的研究が必要なことは確かである。しかし、現時点での実証データの不足は、ミクロからマクロにわたる具体的な英語教育政策を提案する本論文の価値を損なうものではなく、むしろその将来性を示唆するものと言える。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和2年1月16日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降